

日常生活用具の業者の決定方法について



日常生活用具で、申請者が業者を選べる方法が追加されました。

従来の方法（倉敷市から、倉敷市と委託契約を結んでいる業者へ見積り提出のお願いする方法）でも、給付を受けることができます。入札方法を選んで、申請してください。

< 相見積り(新) >

希望する用具の具体的な品名、型番などをあらかじめ決めてから、各福祉課窓口へ申請してください。

倉敷市と委託契約を結んでいる業者 **1** から **2社以上**の**同じ商品の見積り**を取り提出してください。
(申請と同時でも構いません)

要件等の確認が取れ次第、最安値の業者で決定します。

良い点 従来の方法より決定までの期間を短くできる可能性があります。

悪い点 自分で業者から、見積りをとって頂く手間がかかります。

< 見積りあわせ(従来) >

希望する用具の具体的な品名、型番などをあらかじめ決めてから、各福祉課窓口へ申請してください。

倉敷市から、委託契約を結んでいる業者へ、見積りの提出をお願いします。(期間約1週間)

見積り提出期間が終了し次第、最安値の業者で決定します。

良い点 自分で見積りを取る必要がありません。

悪い点 入札の期間が1週間ありますので、決定まで少しお時間を頂きます。

- 1 倉敷市のホームページに委託契約業者一覧を掲載しています。相見積りを希望される場合でも、用具によっては対象とならない商品もありますので、申請前に、一度障がい福祉課へお問い合わせください。